

令和6年度 集団指導 全施設・サービス事業所 総合事業編



制度に関すること

鹿児島市 長寿あんしん課 地域包括ケア推進係



総合事業の目的について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、地域包括ケアシステムの構築のために導入された事業のひとつであり、その目的は、「要支援者等に対して、介護予防や要介護状態の軽減もしくは悪化を防止するための多様なサービスを提供し、**自立した日常生活の支援**を実施することにより、活動的で生きがいを持った生活を送ることを支援する」、「高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるようにするため、**生きがいづくりと社会参加の場を確保**するとともに、高齢者を地域全体で支えあう体制づくりを推進する」ことです。

事業推進のためには、**「自立支援・介護予防」とともに、地域住民を主体とした活動や、人と人とのつながりを支援していく「地域づくり」が重要**であり、この目的を地域住民、事業所、地域包括支援センター、行政がともに理解し、協働して創り上げていくことが必要不可欠です。



地域包括ケアシステムについて

「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」という5つのサービス・支援を適切に受けられることができるような地域での体制のこと。



○左のイラストは、地域包括ケアシステムの5つの構成要素を、より詳しく、またこれらの要素が互いに連携しながら有機的な関係を担っていることを植物に例えて図示したものです。

○「住まい」と「介護予防・生活支援」を基本的な要素とし、そのような養分を含んだ土があって初めて、専門職による「医療・看護」などが効果的な役目を果たすという考え方を表しています。



根拠法令

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の根拠法令

「介護保険法」（第115条の4第1項）

(2) 国の省令等

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案についてのQ & A」

「地域支援実施要綱」

(3) 市要領等

「鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要領」

「鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要領」



①導入の背景

(導入の背景)

○団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することが求められており、平成29年4月1日から開始。

(国の基本的な考え方)

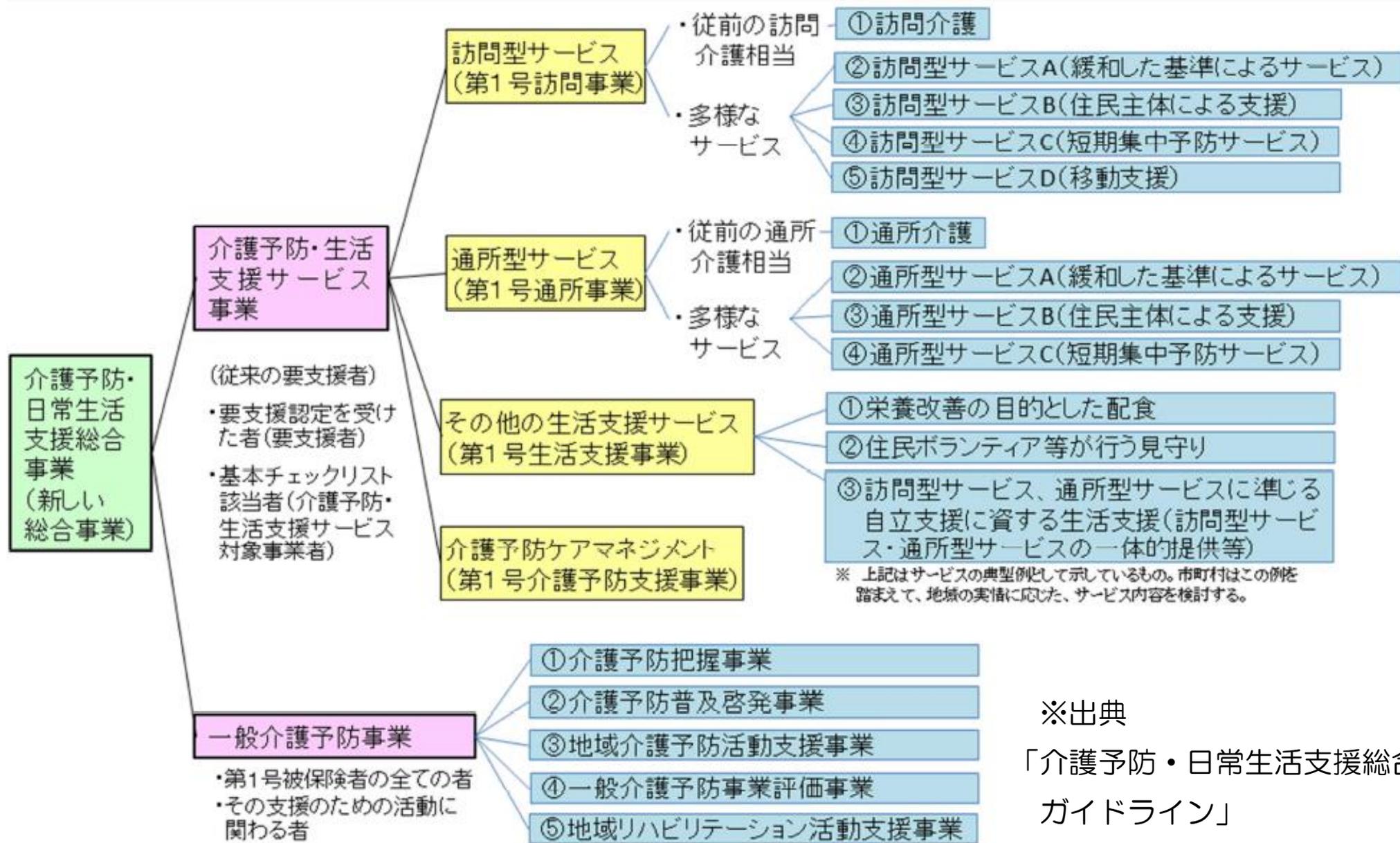
○要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図る。

○低廉なサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進、介護予防・重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化が図られることを目指す。

○介護事業所の専門職による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援。高齢者は支え手側に回ることも想定。



②総合事業の構成



※出典

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」



③本市の基本的な考え方

(1)従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービスの継続

- ・ 移行前の要支援認定者のうち、介護職による専門的なサービスを必要とする人には、現行相当サービスを継続して提供する。

(2)多様なニーズに対応したサービスを創設

- ・ 身体介護を含まない生活支援サービス、時間を短縮したミニデイサービス、機能訓練の提供を目的としたサービスを設けるとともに、
多様な提供主体の参入を促進し、高齢者の自立を支援する。

(3)住民主体の自主的な活動を推進

- ・ 高齢者をはじめ、地域住民等によるサービスの提供を推進する。



④本市のサービス内容

※出典「わたしたちの介護保険」

訪問型サービス

従前相当 ⇒

サービスA ⇒

サービスB ⇒

サービスC ⇒

名 称	サービス内容	利用者負担のめやす
予防型訪問介護	生活援助 ・調理、洗濯、掃除の支援など 身体介護 ・食事、入浴、排せつの介助など	週1回程度 1か月 1,176円 週2回程度 1か月 2,349円 週2回程度を超える*1 1か月 3,727円
生活支援型訪問介護	生活援助 ・調理、洗濯、掃除の支援など 市の研修修了者も従事する場合があります 	週1回程度 1か月 929円 週2回程度 1か月 1,858円 週2回程度を超える*1 1か月 2,787円
訪問型住民主体サービス	生活援助 ・調理支援、ゴミ出し、買物など ボランティア団体による支援です 詳しくはP22をご覧ください	※利用料金（利用者負担金）は、各団体により異なります
訪問型個別支援	閉じこもり、認知症、うつ予防に関する保健師による個別支援	※利用にかかる自己負担はありません



④本市のサービス内容

※出典「わたしたちの介護保険」

対象者

- 要支援1・2の人
- 事業対象者（生活機能の低下がみられる人）

通所型サービス

名称	サービス内容	利用者負担のめやす
予防型通所介護 主に6～7時間程度 ※半日もあります。	食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援など 	要支援1、事業対象者 1か月 1,798円 要支援2、事業対象者 1か月 3,621円 ・送迎、入浴含む ・食費は別途自己負担
ミニデイ型通所介護 3時間程度	日常生活上の支援や運動・レクリエーション 市の研修修了者も従事する場合があります	要支援1、事業対象者 1か月 1,414円 要支援2、事業対象者 1か月 2,828円 ・送迎、入浴含む ・食費は別途自己負担
運動型通所介護 2時間程度	運動器の機能向上のための支援	1回 366円 ・送迎を含む

従前相当



サービスA



サービスA



台風等の自然災害に係る事業所休業時の日割り算定について

※こちらの取り扱いは、厚労省通知が発出された場合に限るとし、今後発出される厚労省通知に基づき見直す場合があります。
変更等ございましたら、メール等で周知を行いますので宜しくお願い致します

【総合事業（予防型訪問介護、生活支援型訪問介護、予防型通所介護、ミニデイ型通所介護）】

- 算定対象となる日数は、月の総日数から、災害の影響により休業した期間(定期休業日を含む)を差し引いた日数とする。

8月

1	2	～	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
													休業	休業	

※月跨ぎ再開、同月再開であっても日割りの取り扱いは同様

- 休業の影響を受けず計画通りの利用が出来た方は月額包括報酬とする(日割り算定を行わない)。また、同月内での振替で計画通りの回数を利用できた場合も含む。
(前述の同月内の理由は月毎に給付管理する為、翌月の振替を行わない。)

前提	台風等の自然災害の影響により、介護予防通所リハビリテーションまたは総合事業を提供している事業所が休業し、利用者に対して、計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、休業日を差し引いた日割り計算を行うこととする。 (利用者個人の取り扱い)
利用者都合の休み	台風等の自然災害の影響により、事業所が休業したが、休業が決定する前から、その休業期間のサービスは利用者都合で休み予定だった場合は月額包括報酬とする。 (休業の影響を受けなかったものとする)
振替	台風等の自然災害の影響で事業所が休業し、再開後、当月内の振替ができれば、その利用者は月額包括報酬とする。
振替不可時	台風等の自然災害の影響による事業所休業に対する振替提案について、利用者の都合により拒否があった場合は日割り算定する。 (休業の影響を受けたものとする)
定期休業日の取り扱い	台風等の自然災害の影響による休業期間中の定期休業日は日割り算定の休業期間に含む。



令和6年度 集団指導
全施設・サービス事業所 総合事業編



基準・届出等
に関すること

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係



人員・設備・運営基準について【訪問介護】

■基準

サービス名		予防型訪問介護サービス	生活支援型訪問介護サービス
人員	管理者	常勤・専従1人以上（※1）	専従1人以上（※1）
	サービス提供責任者	利用者40人ごとに 常勤・専従1人以上 ・介護福祉士 ・介護保険法第8条第2項に規定する 政令で定める者	<u>訪問事業責任者 必要数</u> ・介護福祉士 ・介護保険法第8条第2項に規定する 政令で定める者 ・本市が実施する介護予防・生活支援 サービス従事者研修会修了者
	訪問介護員 等	常勤換算方法で2.5以上 ・介護福祉士 ・介護保険法第8条第2項に規定する 政令で定める者	<u>必要数</u> ・介護福祉士 ・介護保険法第8条第2項に規定する 政令で定める者 ・本市が実施する介護予防・生活支援 サービス従事者研修会の修了者
設備		①事業の運営に必要な広さを有する 専用の区画 ②必要な設備・備品	①同左 ②同左
運営		①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 ⑥運営規程の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止	①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦同左

※1 支障がない場合、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。



人員基準について【通所介護】

■基準（人員）

サービス名		予防型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス
人員	管理者	常勤・専従 1人以上（※1）	専従1人以上 （※1）	専従1人以上 （※1）
	生活相談員	専従1人以上 （※2）	不要	不要
	看護職員	1人以上 （※3）（※4）	不要	1人以上 （※4）（※5）
	介護職員	[利用者15人以下] 専従1人以上 [利用者16人以上] 利用者5人増す毎に 専従1人以上	[利用者15人以下] 専従1人以上 [利用者16人以上] 利用者10人増す毎に専従 1人以上 （※6）	[利用者5人以下] 専従1人以上 [利用者6人以上15人以下] 専従2人以上 [利用者16人以上 25人以下] 専従3人以上
機能訓練 指導員	1人以上 （※7）	不要	1人以上 （※5）（※8）	

※1 支障がない場合、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

※2 通所介護事業、地域密着型通所介護事業で配置する生活相談員と同等の者であること。

※3 10人以下の場合は、看護職員（看護師又は准看護師）を配置しないことができる。

※4 専従の必要はないが、提供時間帯を通じて当該事業所と密接かつ適切な連携を図ること。

※5 従事者の員数に含むことができる。

※6 介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者又は本市が実施する介護予防・生活支援サービス従事者研修会修了者

※7 通所介護事業、地域密着型通所介護事業で配置する機能訓練指導員と同等の者であること。

※8 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は健康運動指導士であること。



設備・運営基準について【通所介護】

■基準（設備・運営）

サービス名	予防型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス
設備	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ②静養・事務に必要な場所 ③同左 ④同左 	<ul style="list-style-type: none"> ①同左 ②同左 ③同左 ④同左
運営	<ul style="list-style-type: none"> ①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 ⑥運営規程の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦同左 	<ul style="list-style-type: none"> ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦同左



総合事業も、変更届・加算の届出が必要です。

◆ 様式 （鹿児島市ホームページ）

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [事業者関係](#) > [介護サービス事業者に係る申請・届出等](#) > [介護予防・日常生活支援総合事業の申請関係](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/sougoujigyou.html>



1. 変更届出書

- ◆変更届出書に記載されている事項が変更になった場合は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。
- ◆「変更届出書（令和6年度から様式変更）」に必要書類を添付のうえ提出してください。
(法人印の押印は不要ですので、メールで提出できます。)
- ◆変更届出書の様式及び添付書類一覧は、鹿児島市ホームページに掲載してあります。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 介護予防・日常生活支援総合事業の申請関係](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/sougoujigyou.html>

**事業所の所在地や定員が変更になる場合は、事前に長寿施設係にご相談ください。
(設備基準や人員基準を確認します。)**



2. 加算の届出

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目に変更が生じる以下のような場合には、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が必要です。

- 各種加算の算定を開始・変更・終了する場合（予防型訪問介護サービス、予防型通所介護サービス）
- 人員欠如等、減算要件に当てはまる状態が生じた場合・解消した場合（通所型）
- 介護給付費の割引を開始・終了する場合、割引率を変更する場合

算定される単位数が増える場合の提出期限・・・算定開始月の前月15日まで！

15日までに提出→翌月から算定可

16日以降に提出→翌々月から算定可

◆ 様式は鹿児島市のホームページからダウンロードできます。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 介護予防・日常生活支援総合事業の申請関係](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/sougoujigyou.html>



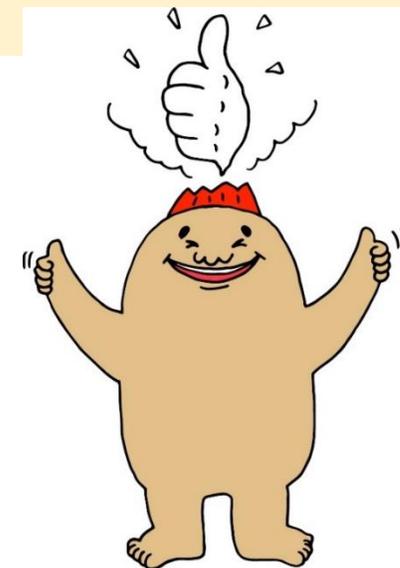
2. 加算の届出

加算の届出には、

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 添付書類

が必要です。法人印の押印は不要ですので、メールで提出できます。

➤ **加算の取り下げ、人員欠如による減算等は、判明した時点で速やかに提出してください。**



2. 加算の届出（加算を取得する際に提出する様式等）

(3) 添付書類（取得する加算によって、添付書類が異なります）

- ◆ ホームページにサービスごとの添付書類一覧を掲載しています。
- ◆ 加算の届出の際に、必ず確認いただき、添付書類の漏れが無いようにお願いします。

各種加算（体制届）に関する様式

- 1.算定に係る体制等に関する届出書 (Word (ワード : 24KB) )
- 2.算定に係る体制等状況一覧表(4・5月)(Excel (エクセル : 35KB) ) (PDF (PDF : 312KB) )
- 2.算定に係る体制等状況一覧表(6月以降)(Excel (エクセル : 33KB) ) (PDF (PDF : 212KB) )

処遇改善加算の申請には別途計画書の提出が必要です。

詳しくは、[介護職員等処遇改善加算の届出の案内のページ](#)をご覧ください。

加算の届出に必要な書類（予防型訪問介護サービス）

- [添付書類一覧 \(ZIP : 295KB\)](#)

加算の届出に必要な書類（予防型通所介護サービス）

- [添付書類一覧 \(ZIP : 376KB\)](#)



3. 廃止・休止・再開の届出

- ◆ 休止および廃止しようとする日の1月前までに提出してください。提出の際は、利用者の移管先一覧（任意様式）を添付してください。
 - 移管先一覧には、利用者の名前と移管先のサービス事業所名を記載してください。
 - 休止中の事業所が廃止の届出を行う場合、移管先一覧は不要です。
- ◆ 再開する場合は、**事前に**長寿あんしん課までご連絡ください。
 - 人員基準や設備基準等、再開に当たって必要な基準について、確認を行います。



3. 廃止・休止・再開の届出

◆届出書は、ホームページに掲載してあります。

[鹿児島市 > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 介護予防・日常生活支援総合事業の申請関係](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/sougoujigyou.html>

◆提出の際は、「電子申請・届出システム」をご活用ください。
(詳細は、6. 電子申請・届出システムの運用開始を参照)



4. 指定更新に係る申請

(1)介護保険法により事業所の指定は、6年ごとに更新が必要です。

(2)指定有効期間満了の2ヶ月前までには、法人宛てに更新申請の案内を送付しています。

▶案内が届かない場合であっても指定有効期間は変わりません。必ず法人・事業所で指定有効期間を把握・管理してください。

(3)申請書類は、指定有効期間満了日の1ヶ月前～2ヶ月前までの期間に提出してください。

(4)メール、郵送または持参により提出をお願いします。



4. 指定更新に係る申請

(5)様式は鹿児島市のホームページからダウンロードできます。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 介護予防・日常生活支援総合事業の指定更新](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/sougoujigyou.html>

(6)申請内容について照会する場合があります。必ず事業所控えを作成して下さい。

(7)現在休止中の事業所において更新手続きを行う場合は、事業を再開する必要があります。更新手続きを行わない場合は、指定有効期間満了日前までに「廃止届」を提出してください。

(8)指定有効期間を超えて休止することは出来ません。



4. 指定更新に係る申請

- (9) 「総合事業の更新申請書類等についての留意点」には、申請書を提出される前に確認していただきたい項目を記載しています。
- (10) 申請書に記載の不備がないか、添付書類に不足がないか、提出前に必ず確認してください。
- (11) チェック後の「総合事業の更新申請書類等についての留意点」は、指定更新申請書と一緒に提出をお願いします。



4. 指定更新に係る申請

事業所名
担当者
TEL

総合事業の更新申請書類等についての留意点

今回の更新申請書を提出される前に、下記のチェック項目に従って書類の内容を十分に確認して下さい。

なお、このチェック表は申請書と併せて提出して下さい。

- (1) 申請書等の記入
- ① 申請者の欄（申請書の右上）
- 申請年月日、法人の所在地、代表者の職・氏名に記入漏れはないか。
※押印は不要です。
- ② 申請者の欄
- 法人情報について記入されているか。（事業所の名称等を記入していないか）
 - 代表者の住所欄は代表者の居住地の住所を記入しているか。
（事業所や法人の住所を記入していないか）
- ③ 事業所又は施設の欄
- 事業所情報について記入されているか。
 - 複数の事業所を運営している事業者は、サービス毎に申請書等を作成しているか。
 - 指定有効期間満了日及び介護保険事業所番号は記入されているか。
- (2) 付表
- 更新しようとする事業の付表が添付されているか。
- (3) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 管理者及び従業員全員の毎日の勤務時間数（4週間分）を記載しているか
 - 従業員全員の雇用が確認できる書類が添付されているか。
 - 雇用契約書等は、更新申請日を添付しているか。
- (4) 運営規程
（全サービス共通）
- サービス名を明記してあるか
（例：「総合事業」、「第1号事業〇〇事業」ではなく、
* 「予防型訪問介護サービス」
* 「生活支援型訪問介護サービス」
* 「予防型通所介護サービス」
* 「ミニデイ型通所介護サービス」
とサービス名を記載する）
 - 利用料の記載について、総合事業の利用料の額として「鹿児島市長の定める基準上の額」と記載しているか。
 - 通常の実施地域について、鹿児島市以外を記載していないか。

- (5) 運営規程
（全サービス共通）
- サービス名を明記してあるか
（例：「総合事業」、「第1号事業〇〇事業」ではなく、
* 「予防型訪問介護サービス」
* 「生活支援型訪問介護サービス」
* 「予防型通所介護サービス」
* 「ミニデイ型通所介護サービス」
* 「運動型通所介護サービス」
とサービス名を記載する）
 - 利用料の記載について、総合事業の利用料の額として「鹿児島市長の定める基準上の額」と記載しているか。
 - 通常の実施地域について、鹿児島市以外を記載していないか。
・以下の事項が記載されているか。（*運営規程の条項を記載すること）
 - 秘密保持（ 条）
 - 苦情処理（ 条）
 - 事故発生時の対応（ 条）
 - 個人情報の保持（ 条）
※個人情報保護ガイドラインの記載があるか。（ガイドラインは既に廃止）
 - 記録の整備（ 条） ※保存年限は5年間
 - その他運営に関する重要事項（ 条）
- ・（訪問介護）
- サービス提供責任者の業務が記載されているか。（基準第28条参照）
- ・（通所介護）
- 運動型通所介護サービスの場合は、利用定員、サービス提供時間を別に記載しているか。
- ・虐待の防止のための措置に関する事項（※運営規程に定める必要あり）

・業務継続計画の策定等

・感染症予防及びまん延防止のための措置
については、令和6年4月1日より義務となります。
- (6) 誓約書（参考様式5）
- 誓約書の右上に法人の名称、法人代表者の職・氏名の記入漏れはないか。
※押印は不要です。



5. 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い

◆ 本市では、更新対象事業所のサービスと、同一所在地で行う同種のサービス事業所の指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期限を合わせる事が可能です。

※この取扱いは必須ではありませんので、有効期限を合わせない場合は、これまでどおり、サービスごとに指定更新申請の手続きを行ってください。

指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱いについて

本市では、更新対象事業所のサービスと、同一所在地で行う同種のサービス事業所の指定有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期限を合わせることを可能としています。

(この取扱いは、手続等に係る事務負担の軽減を目的とするもので、必須ではありません。有効期限を合わせない場合は、これまでどおりサービスごとに指定更新申請の手続きを行ってください。)
具体的な手続き方法等は、以下のとおりです。

1 指定有効期限を合わせることが可能な対象サービス

① 同一種別の「居宅サービス」と「介護予防サービス」（地域密着型含む）、「第1号事業」（訪問系サービス、通所系サービス）
(例) 訪問看護と介護予防訪問看護
訪問介護と予防型訪問介護サービス、生活支援型訪問介護サービス

② 「(介護予防)福祉用具貸与」と「特定(介護予防)福祉用具販売」
③ 「介護老人福祉施設」と「(介護予防)短期入所生活介護」

2 手続き方法

指定更新申請に必要な書類に加え、指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書を作成し提出してください。作成例は鹿児島市ホームページへ掲載しております。

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い (介護保険サービス事業者関係)

【例】同時に指定更新申請する場合

	22.4.1	23.4.1	24.4.1	25.4.1	26.4.1	27.4.1	28.4.1
(総合事業)							
訪問型サービス			指定	更新			
通所型サービス							
訪問介護							
通所介護			指定	更新			
地域密着型通所介護							

更新申請が一度で完了、
次回以降6年ごとに同時更新申請可能



5. 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い

作成例を参考に、希望する事業者は、任意の様式で申出書を作成いただき、更新申請書に添付してください。

[ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い（介護保険サービス事業者関係）](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/couju/shisetu/shisetsu/siteikousinn.html>

作成例

指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書

年 月 日

(あて先) 鹿児島市長

(所在地)
申請者 (名 称)
(代表者の職・氏名)

下記の事業所について、指定の有効期限を合わせて更新を受けたいので申し上げます。

1 更新対象事業所（指定有効期間が満了する事業所）

事業所番号	45.....	サービスの種別	予訪型訪問介護サービス
事業所名称	ヘルパーステーション●●●●		
事業所所在地	鹿児島市〇〇町△番□号		
指定有効期間満了日	令和5年3月31日		

2 上記事業所に合わせて更新する指定有効期間満了日が異なる同種のサービス

事業所番号	45.....	サービスの種別	訪問介護
指定有効期間満了日	令和5年8月31日		



6. 電子申請・届出システムの運用開始（R6.9～）

●電子申請・届出システムとは

✓国が、介護分野の文書に係る負担軽減の取組の一環として、介護サービス情報公表システムを改修して運用を開始した、申請・届出等のウェブ入力・電子申請ができるシステムです。

●メリット

- ✓複数の申請届出を提出可能。（文書負担の軽減、時間の削減）
- ✓申請届出の状況をオンライン上で確認可能。（手間の削減）
- ✓上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます。

●事前準備

- ✓システムの利用には、**GビズID**（プライムまたはメンバー）が必要です。
- ✓GビズIDの**取得は2週間程度**かかります。



6. 電子申請・届出システムの運用開始（R6.9～）

●現在、提出可能な届出

休止届、廃止届、再開届、指定辞退届

●今後の受付開始スケジュール（予定）

※運用状況により前後する可能性あり

(1) 6年度（12月以降）

新規指定申請

(2) 6年度（2月以降）

指定更新申請

(3) 7年度（4月以降）

① 変更届

② 介護老人保健施設、介護医療院開設許可事項変更申請

③ 介護老人保健施設、介護医療院管理者承認申請

④ 介護老人保健施設、介護医療院広告事項許可申請

⑤ 指定介護予防支援委託（変更）届出

(4) 7年度（10月以降）

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出



6. 電子申請・届出システムの運用開始（R6.9～）

● 鹿児島市ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 介護サービス事業者に係る申請・届出等 > 電子申請届出システム（厚生労働省所管）について

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/denshishinseitodokedesisutemu.html>

● 参考

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>



長寿あんしん課 長寿施設係では、年間を通して介護保険サービス事業所を運営する法人様へのご案内を、メールにてお送りしております。

そのため、各法人様には法人メールアドレスの登録をお願いしておりますが、指定基準や報酬にかかわる重要なご案内も含むことから、登録するメールアドレスは、法人内の複数の方が確認でき、早急かつ確実に各事業所・従業員様へ周知していただけるアドレスの登録をお願いしております。

※ 1法人につき、3つまでメールアドレスの登録が可能です。

運営されている各事業所への、確実な周知をお願いします。



★登録アドレスの変更

宛先：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

件名：【〇〇法人】法人メールアドレスの変更について

本文：変更前メールアドレス ⇒ 変更後メールアドレス

★追加登録

宛先：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

件名：【〇〇法人】法人メールアドレスの追加登録について

本文： 追加するメールアドレス①

追加するメールアドレス②



(その他) 事業運営の参考になるホームページ

【鹿児島市ホームページ】

◆ 事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html>

◆ 鹿児島市からの新型コロナウイルス感染症に関する通知等

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/corona.html>

◆ 非常災害対策・防災対策

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/saigaitaisaku.html>

【WAMNET（ワムネット）】

◆ 介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail-list?bun=020060090>

◆ 介護サービス関係Q&A集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

